

## 屋外広告物の管理者制度

広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物の上端の高さが地上から4mを超える場合は、専門知識をもつ方（次の から に掲げる者）に管理していただくことが義務付けられています。

埼玉県知事に、屋外広告業の登録をしている屋外広告業者

登録試験機関の試験に合格した者（屋外広告士）

都道府県、指定都市、中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者

職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者

ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者

イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を終了した者

県知事が、講習会修了者と同等以上の知識を有すると認定した者

【条例第14条】【条例第23条第1項】【条例第25条第1項各号】